

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務仕様書

1 委託業務の名称

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務

2 目的

現在、介護サービス利用者に関する介護情報等（要介護認定情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっておらず、紙媒体や対面方式により行われることが多いため、要介護認定申請からサービス利用開始までの事務は、煩雑かつ日数を要するものとなっている。

そこで、大分県（以下「県」という。）、大分市、別府市では、令和6年度に国のモデル事業として一連の要介護認定に関する業務（①認定調査、②主治医意見書、③認定審査会、④介護支援専門員（ケアマネジャー）への情報提供）のデジタル化に取り組み、タブレット端末の導入や各情報の電送化に伴うシステム改修作業、国の構築するシステム（PMH）（注1）とのデータ連携等の実証を実施した。

本委託業務では、令和6年度に大分市及び別府市で実施した実証の成果を県内他市町村へ横展開を図るため、介護分野におけるDX推進に豊富な経験やノウハウを有する専門事業者（注2）に外部委託し、DX推進に必要な助言や提案等を行うことで市町村の要介護認定業務のデジタル化推進を支援することを目的とする。

（注1）自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 R6 要介護認定事務のデジタル化の概要（参考）

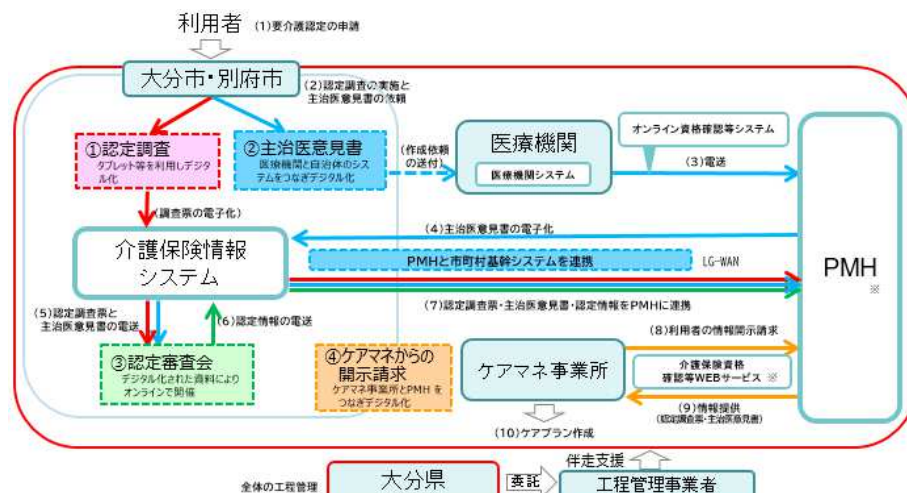


図1 要介護認定事務のデジタル化の概要

要介護認定事務のデジタル化の概要は、図1に示すとおりである。これまで紙で行われていたものを電子化することで紙の使用を極力節減し、また、これまで自治体・医療機関・介護事業者・利用者等の間でやりとりしていた介護認定事務に関する情報をPMHと連携することでその情報を必要とする誰もが簡単に取得できるようにし、要介護認定からサービスの利用開始

までに要する期間を大幅に短縮するものである。

5 業務内容等

(1) 要介護認定事務のデジタル化に向けた市町村等職員向け説明会の開催

市町村等の要介護認定事務に従事する職員を対象として、大分市及び別府市で令和6年度に実施した国のモデル事業における実証の成果やノウハウなどをわかりやすく説明するとともに、市町村の介護保険システムが令和8年4月から標準準拠システムに移行することを踏まえ、本委託業務で実施する介護分野におけるデジタル化推進に向けたアドバイザー業務の内容説明を行い、説明会終了後の市町村からの相談対応もあわせて行うこと。

(事業概要)

- ・対象者 市町村の要介護認定事務に従事する職員や認定審査会事務局職員
- ・開催回数 1回以上
- ・開催方法 対面又はオンライン

(留意事項)

- ・説明会の内容については、事前に県の承認を得ること。
- ・本説明会における市町村のデジタル化への積極性などを踏まえ、支援対象市町村の選定については、県と協議のうえ決定する。
- ・説明会開催時間は、相談対応を含め2時間程度とすること。

(2) 市町村ヒアリング及び各市町村に応じたロードマップ等の作成支援

市町村ごとに要介護認定事務のデジタル化の取組状況や課題などが異なることから、各市町村の状況等を正確に把握するため、初回に1市町村ごとにヒアリングを実施し、令和8年4月を見据えた各市町村のデジタル化に向けたロードマップの作成や業務手順の改善等の提案を行うこと。

① 市町村ヒアリング

(事業概要)

- ・対象者 市町村の要介護認定事務に従事する職員
- ・開催回数 支援対象の1市町村あたり1回以上
- ・開催方法 対面又はオンライン

(留意事項)

- ・各市町村に対し、デジタル化推進に係る現状や課題、デジタル化を希望する業務などについてヒアリングを行うこと。
- ・ヒアリングの確認事項等については、事前に県の承認を得ること。
- ・ヒアリング時間は1市町村あたり概ね60分～180分とし、全市町村合計で800分以上のヒアリングを実施するものとする。
- ・ヒアリング後に記録を作成し、ヒアリング後2週間以内に県に提出すること。

② ロードマップ作成及び業務効率化等の市町村支援

(事業概要)

- ・支援内容 市町村がデジタル化を希望する要介護認定事務（認定調査、主治医意見書、認定審査会、ケアマネジャーへの情報提供）ごとのロードマップの作成及び市町村の運営上の問題点を踏まえた改善事項等の提案

(留意事項)

- ・当該業務を通じて、市町村がデジタル化の取組を自走できるように支援すること。
- ・ロードマップの作成及び改善事項等の提案後に、各市町村からの相談対応等を適宜実施すること。
- ・デジタル化に際して国等からの補助メニューがある場合には、適宜市町村に情報提供すると

ともに補助メニューの活用をロードマップに組み入れること。

(3) 各医師会向け市町村が推進する要介護認定 DX の説明

要介護認定事務（認定調査、主治医意見書、認定審査会、ケアマネジャーへの情報提供）のうち、特に主治医意見書の電送や認定審査会のデジタル化を図るうえで、各市町村の医師会が果たす役割は非常に大きいことから、当該市町村の主催する医師会向けの説明会に参加し、デジタル化への理解を醸成し、当該市町村のデジタル化を後押しすること。

(事業概要)

- ・対象者 支援対象の市町村に所在する医師会
- ・開催回数 各 1 回以上
- ・開催方法 対面（市町村の実施形態に即す）

(留意事項)

- ・説明する際の内容については、事前に県の承認を得ること。
- ・医師会への説明後に議事録（質疑・意見交換部分のみ）を作成し、説明後 2 週間以内に県に提出すること。

6 守秘義務の遵守

(1) 本委託業務を実施する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。

この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) 県や市町村等が提供する一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で使用し、複写し複製し、又は第三者に提供しないこと。

(3) 受託者は、本委託業務の処理を他に委託しないこと。ただし、業務の一部について事前に申請し、県の承諾を得た場合には、この限りではない。

7 支払方法

受託者からの請求に基づいて行う。

8 その他業務実施上の条件

(1) 協議及び調整

- ・業務遂行にあたっては、県や市町村の担当者など関係者と緊密に連携すること。
- ・委託者は受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- ・企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

(2) 計画書の提出

- ・事業実施にあたっては、事前に実施計画書を作成し、県の承認を得ること。

(3) 実績報告書の提出

- ・事業完了後、実績報告書を作成し、本委託事業で作成した資料等を添付のうえ、データで提出すること。

(4) 事業により作成した成果等の著作権は、委託者に帰属するものとする。